

非行少年・再犯防止支援ガイドブック

RE:STARTを応援するあなたへ



目 次

序章	はじめに	4
----	------	---

第1章	再犯防止の基礎知識	9
-----	-----------	---

01	事件を起こしてから社会復帰までの流れ	10
----	--------------------	----

02	社会復帰に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体	16
----	----------------------------	----

第2章	事例に基づく支援機関等の紹介	23
-----	----------------	----

事例01	仕事についての相談（少年・若年者）	24
------	-------------------	----

事例02	仕事についての相談（成人）	28
------	---------------	----

COLUMN	刑務所出所者等の就労支援における課題（前歴の開示／非開示） 株式会社小学館集英社プロダクション キャリアコンサルタント 田辺 準	31
--------	---	----

事例03	心身の不調、孤立についての相談	32
------	-----------------	----

COLUMN	協力雇用主としての日々に 美紘建興株式会社 代表取締役 平中 洋行	37
--------	--------------------------------------	----

事例04	少年本人の悩みについての相談	38
------	----------------	----

Topic	女子（10代、20代）の相談窓口	42
-------	------------------	----

事例05	進学・就学についての相談	44
------	--------------	----

COLUMN	親・家族のSOSを受け止めるために 特定非営利活動法人非行克服支援センター副理事長 あめあがりの会代表 春野 すみれ	47
--------	---	----

事例06	障害があるかもしれないと悩んでいる家族からの相談	48
------	--------------------------	----

事例07	障害者の就労についての相談	52
------	---------------	----

PICK UP	保護観察官と担当保護司が関係機関と連携して行った保護観察について、担当保護司に伺いました。	55
---------	---	----

事例08	生活困窮、住居についての相談	56
------	----------------	----

事例09	薬物等の依存についての相談	60
------	---------------	----

COLUMN	様々な依存症への対応に果たす回復施設の役割 特定非営利活動法人ジャパンマック 施設長 森 啓介	66
--------	--	----

COLUMN	西鉄高速バスジャック事件の被害者になって 山口由美子	67
事例10	子供の非行に悩む保護者からの相談	68
COLUMN	東京法務少年支援センターの取り組み —地域の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成のために— 東京少年鑑別所（東京法務少年支援センター）地域非行防止調整官 丸山 小竹 ...	72
事例11	加齢等を背景にした困りごとについての相談	74
Topic	弁護士による社会復帰支援	78
COLUMN	刑事司法領域における福祉的支援のひろがり 福祉専門職の再犯防止に向けての活動 公益社団法人東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長 一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく 代表理事 小林 良子	79
事例12	DV、児童虐待についての相談	80
Topic	ひとり親への支援、仕事と子育ての両立支援	84
事例13	暴力団に関する相談	86
COLUMN	もう一度、家族のために ～暴力団脱会からの再出発～	89

支援機関電話番号一覧

90

索引

100



アンケートのお願い

**よりよいガイドブックづくりの参考とするため、
Web アンケートに御協力ください！**

アンケートは、生活文化スポーツ局ホームページから回答できます。
なお、ホームページにはガイドブック全文も掲載しておりますので、
冊子と併せて御活用ください。

○生活文化スポーツ局ホームページ

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/saihan-boushi/shien-guidebook/index.html



第2章

事例に基づく 支援機関等の紹介

犯罪をした人などから支援や悩み事の相談を受けた場合、
具体的にどう行動すればよいのでしょうか。

本章では、具体的な事例をもとに、
それぞれの事例に合わせた対応の仕方や活用できる機関・団体
や制度などについて紹介していきます。

本章を参照する際の留意事項

- 事例とフローチャートの次のページに、事例の中で紹介した関係機関・団体等や制度についての情報を掲載しています。
- 事例とフローチャートは、「このガイドブックを手にとった地域の支援者の皆さんが、各事例の相談者から相談を受けた場合」を想定して作成しています。
 - 保護司である場合、「自分が担当している対象者等から相談があった場合」を想定して参照してください。
 - 保護司以外の支援者である場合、支援対象者が「刑務所や少年院に収容されている」または「保護観察中である」場合には、担当の保護観察官や保護司とも連携できることを念頭において参照してください。
- 事例とフローチャートは、あくまで参考・一例として掲載しています。実際の支援にあたっては、同じニーズであっても別の機関等につなぐ場合、矢印が一方向だけには向かない場合、同時に複数の支援を行う必要がある場合など、さまざまな状況が想定されます。犯罪をした人などの背景にある生活や特性に目を向けていただき、関係機関・団体等と相互に連携しながら、個々の状況やニーズなどに応じた支援をご検討ください。

仕事についての相談(少年・若年者)

事例 01

喧嘩が原因で高校を中退し、父の紹介で工務店に就職したが、会社のお金を盗んだことで家庭裁判所で保護観察処分となり、会社も解雇された。再び仕事に就きたいが、自分がどのような仕事に向いているのかわからず、資格や経験もないので自信がない。

相談者：本人（18歳男子少年）



相談内容

非行歴があり、資格や経験がなくても就職できますか？

A

東京都若者総合相談センター 若ナビα

i 若者のさまざまな悩みに対応する総合相談窓口

- 非行専門相談員に面接相談したところ、まずは、就職活動に向けた自信をつけるため、**B** 地域若者サポートステーション(サポステ)へ相談に行くことを勧められた。
- 一人で行くことに不安がある様子だったので、非行専門相談員も同行してくれることになった。



若ナビαは、若者に関する総合相談窓口です。就労に限らず、生活、就学、人間関係に関することなどさまざまな相談を受け付けています。

B

地域若者サポートステーション(サポステ)

i 働くことに悩みを抱える若者に就労支援を行う機関

- スタッフとの面談の中で本人の悩みを共有し、今後の方向性とサポート内容を決定。
- コミュニケーション講座やパソコン講座等の就職に役立つスキルの獲得に向けた支援も活用していくことに。
- 同じような悩みを持った相談者や多くのスタッフとの会話を通じ、本人も一人ではないという思いを持ち、就職活動に向けて前向きな気持ちになれた様子。
- 就職後の悩みや不安に対するサポート、仕事のステップアップに関する相談の制度も活用可能と聞き、本人も安心していた。

さまざまな職業への可能性を
広げるためには？

「高等学校卒業程度認定試験」を受験
⇒P.44「進学・就学についての相談」へ

支援の ポイント

- ✓ 選択肢が広がる資格や制度の理解
- ✓ 適性や志向に合った就労先の検討



※就職活動や仕事に関する問合せはこちらも

若者ごととホットライン(**D** 東京ごととセンター)

i 電話やメールで、就職支援アドバイザーに相談することができます。

D

東京ごととセンター 「ヤングコーナー(ジョブカフェ)」

i さまざまな仕事探しをサポート

- 就職支援アドバイザーによる、個別カウンセリングを受講。自己分析や仕事探しの方向性を決めるためのアドバイス、職業適性検査を受け、各種セミナーやイベントに参加することになった。
- 併設されている ハローワーク飯田橋U-35も活用し、求人情報の検索や、職業相談・紹介を受けてみたいと積極的な様子。
- 企業の合同説明会にも参加することになった。

キャリアカウンセリングや
さまざまなセミナーを活用
しながら、仕事を探したい

都内に限らず、
主に仕事探しをしたい

資格や経験ではなく、意欲重視の募集を
していた企業を見つけ、採用試験へ

C

わかものハローワーク

i 正社員就職を目指す若者の就職支援を専門的に行う機関

- ハローワークの正社員求人情報の検索方法についてのレクチャー、個別の職業相談・紹介を受けた。
- 若者向け就活セミナーや合同就職面接会への参加を提案され、積極的に参加するとの意思を見せた。

気になる企業を見つけ、
正社員雇用の採用面接へ

就職後も支援して
ほしい／さらなる
ステップアップの
相談がしたい

本人が自信をもって前向きに
働ける職場への就労決定





活用できる機関・団体や制度

A 東京都若者総合相談センター 若ナビα

概要	若者やそのご家族等を対象として、人間関係、不安、孤独、非行などの相談を受け付けています。必要に応じてその方にあった専門の相談機関をご案内します。若者が一歩踏み出すきっかけづくりのお手伝いをしています。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね18歳～39歳の方とそのご家族(非行に関する相談については、中学卒業後の方とそのご家族) ・対象の若者を支援中で、引継ぎ先を検討されている支援機関(行政及び民間)の支援員・相談員 ※メールと面接相談のみ、英語・中国語・韓国語の対応ができます。	
主な支援内容	電話相談	☎03-3267-0808 [受付時間]月～土(年末年始を除く) 11:00～23:00
	メール相談	24時間受付。利用者登録後、専用フォームによりご相談ください。 https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/about/#soudan2
	LINE相談	[受付時間]月～土(年末年始を除く) 11:00～23:00 LINE相談は、友だち登録が必要です。 東京都公式「相談ほっと LINE@東京」の「若者総合相談」が若ナビαの入口になります。 
	面接相談	まずは電話、メール、LINEにてご相談ください。相談の中で、ご本人やそのご家族の申し出や、相談員の判断により、面接相談のご案内をいたします。 オンラインによる相談も行っています。
URL	https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/ (「若ナビα」で検索)	

B 地域若者サポートステーション(サポステ)

概要	働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳～49歳の方 ・働くことに悩みを抱えている方 ・ブランクやつまずきにより就活に踏み出せない方 	
主な支援内容	コミュニケーション講座、就業体験、ビジネスマナー講座、就活セミナー(面接・履歴書指導等)、集中訓練プログラム(合宿など)、パソコン講座、アウトリーチ支援(高校中退者等の希望に応じて自宅等を訪問)、就職情報の提供など ※基本的に無料ですが、プログラムの内容によっては参加費や交通費が発生する場合があります。	
連絡先等	都内に9か所あります。(P.90参照)	
URL	https://saposute-net.mhlw.go.jp/ (「サポステ」で検索)	

C わかものハローワーク

概要	「正社員就職を目指す方」や「正社員で働いた経験が少ない方」を対象とした若者向けのハローワークで、都内に3か所あります。若者個々の背景に応じた一貫した支援を行うことで、仕事への不安や焦りを解消し、自信を取り戻し、正社員就職へのチャレンジを支援します。	
対象	「正社員」での就職を目指す34歳以下の若者	
主な支援内容	求人情報検索、担当者制による職業相談・紹介、各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援塾)、適職診断 など 初回来所時は予約不要	
連絡先等	東京わかものハローワーク	渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8階 ☎03-3409-0328
	新宿わかものハローワーク	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9階 ☎03-5909-8609
	日暮里わかものハローワーク	荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7階 ☎03-5850-8609
URL	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kyushokusha/_115186/wakaharo.html (「わかものハローワーク」で検索)	

D 東京しごとセンター

ヤングコーナー (ジョブカフェ)

概要	就職支援アドバイザーによる個別カウンセリングをはじめ、さまざまな仕事探しのサポートメニューを提供しています。また、『ハローワーク飯田橋U-35』が併設されており、職業相談・職業紹介などのサービスもご利用いただけます。	
対象	29歳以下の方(一部サービスは34歳以下)	
主な支援内容	カウンセリング(個別またはグループ)、マナー講座や面接講座等の各種講座、就職活動に踏み出せない方のための「ワークスタート」、未就職または非正規雇用が長い方向けの「若者正社員チャレンジ事業」 など ※手話通訳サービスや託児サービスもあります。	
連絡先等	☎03-5211-2851(ヤングコーナー代表) はじめての方は03-5211-1571(しごとセンター総合相談)	
URL	https://www.tokyoshigoto.jp/young/	

若者しごとホットライン

概要	就職活動や転職活動など仕事に関するご相談に、東京しごとセンターの就職支援アドバイザーが電話またはメールでおこたえます。 ※労働法律相談やメンタルケアに関する相談は不可	
対象	34歳以下の方、その保護者	
相談方法	電話相談	☎03-3511-4510 [受付時間]月～金 10:00～19:00、土 10:00～16:00 (日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。) ※1回のご相談時間は、15分程度です。
	メール相談	以下のホームページから入力フォームでご相談ください。 https://www.tokyoshigoto.jp/young/career_counseling/hotline/

事例 02

40歳男性のAさんは、飲食店で調理師として働いていたが、違法賭博で財産を失い、勤務先の金庫から現金を盗んだことで逮捕され受刑(懲役)することとなった。実弟を引受人として出所後の生活環境を調整する中、本人から私(担当保護司)宛てに、出所後の就労先について心配する手紙が何度か来たため、焦らず頑張ろうと伝えていた。その後本人は無事出所してきた。本人は刑務所入所中の職業訓練で建築関係の資格を取得し、就労支援スタッフから「出所後は建築業への再就職を目指してはどうか」と勧められたようだが、どこに相談したらいいかと言っている。

相談者：保護司

A ハローワーク(公共職業安定所)

i 就労に関する相談の総合受付窓口

- 担当保護観察官とも相談し、まずはハローワークに行くことに。受付で事情を話すと専用窓口案内され、ナビゲーターから、刑務所出所者等が利用可能な就労支援制度について説明を受けた。

連携

前歴を
開示しても
よい

- 前歴を開示し、刑務所の職業訓練で取得した建築関係の資格を生かして就労したい意向を伝え、出所者であることを理解して受け入れてくれるB協力雇用主を紹介してもらった。
- 意欲を重視してくれる協力雇用主が営む会社(建築業)への応募を決めた様子で、「紹介状」を受け取っていた。

前歴を
開示したく
ない

- 前歴を開示したくないことをナビゲーターに伝え、ハローワークが実施する、応募書類の書き方や面接対策などの講座を利用しながら、一般求人の中から就職先を探すことにした。

採用
面接へ

★ 前歴の開示/非開示について

開示:自分が出所者等であることを明らかにして就職活動を行うこと
非開示:自分が出所者等であることを明かさずに就職活動を行うこと
⇒刑務所出所者等の就労の課題について、詳細はコラム(P.31)で紹介しています。

支援の ポイント

- ✓ 継続できる就労先の確保
- ✓ 前歴の開示と非開示



相談内容

出所後の就労に不安がある人の就労支援について教えてください。
(本人は前歴を開示してもいいと言っている／開示したくないと言っている)



更生保護就労支援事業

i 犯罪をした人などに対する寄り添い型の就労支援を実施

- 保護観察所から委託を受けた民間事業者が、矯正施設在所中から就職まで、切れ目のない就労支援を実施します。利用にあたっては保護観察所に問合せが必要です。

B

協力雇用主

i 刑務所出所者や少年院出院者等を積極的に受け入れる事業者

- 面接前に本人に「先方は出所者であることを理解されているのだから、安心して正直にお話ししてください」とアドバイスした。
- 面接では、就労への意欲だけでなく、犯罪に至った経緯や、二度と犯罪をしない意思などを確認されたようで、本人も社会復帰したい思いを伝え、内定をもらえたとのこと。

理解のある雇用主のもとで就労



就職に向けて、必要な知識や技能を習得したい場合

C

都立職業能力開発センター

- 求職・転職希望者等に対し、一般向け、高齢者向け、障害者向け等の訓練を行っています。
- 機械、建築、情報、ファッション、介護など、多様な科目を学べます。



活用できる機関・団体や制度

A ハローワーク(公共職業安定所)

概要	厚生労働省の総合的雇用サービス機関で、求人の受理や職業相談・紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導等の業務を行っています。刑務所、少年院、保護観察所等から協力依頼がされた方については、関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行っています。
主な支援内容	支援対象とされた方についての支援メニューは以下のとおりです。 ①求人状況や雇用情勢の情報提供 ②経歴の棚卸し支援、応募書類作成支援 ③個々人のニーズに合った求人の選定、個別求人開拓 ④トライアル雇用制度等を活用した求人への応募支援 ⑤就職後のフォローアップ なお、前歴等を事業主に開示したくない方も、上記の支援を受けることが可能です(④は除く)。開示を希望しない場合、前歴等があることを事業主へ伝えることはありません。
連絡先等	都内に17か所あります(P.90参照)。 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
URL	https://www.hellowork.mhlw.go.jp (「ハローワーク」で検索)

B 協力雇用主

概要	犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などの事情を理解した上で雇用し、または雇用しようとする事業主です。現在では全国で約25,000(都内は約1,200)の協力雇用主が登録しています。犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。
対象	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者等
主な支援内容	犯罪をした人などを、前歴を承知の上で雇用し、就労を通じて本人の改善・更生や社会復帰を支援します。
連絡先等	協力雇用主制度に関するお問合せ、協力雇用主への登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所にご連絡ください。 東京保護観察所 ☎03-3597-0137 東京保護観察所立川支部 ☎042-521-4232
URL	https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_tokyo_tokyo.html

C 都立職業能力開発センター

概要	新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施しています。
対象	新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方
主な支援内容	求職・転職希望者等に対し、一般向け、高齢者向け、障害者向け等多様な科目の訓練を行っています。科目の詳細な内容や授業料については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	都内に12か所あります(P.90参照)。そのほか、東京障害者職業能力開発校があります。 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:45 ※職業能力開発センター等によって対応時間が異なります。詳細は、各職業能力開発センター等にお問い合わせください。
URL	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp

刑務所出所者等の就労支援における課題 (前歴の開示／非開示)

株式会社小学館集英社プロダクション
キャリアコンサルタント 田辺 準

弊社は2007年より法務省との委託契約に基づき、全国5つの官民協働刑事施設で受刑者の矯正教育業務を行っています。

刑務所出所後の円滑な社会復帰と再犯防止のために重要な要素の一つと言われる就労。刑務所在所中の内定と就業後の職場定着を目指して、キャリアコンサルタントによる相談受付や、出所後の就労に必要な能力の付与を目的とした教育プログラム・職業訓練等の提供をしています。

私は以前、静岡刑務所で就労支援スタッフとして、受刑者のカウンセリングや、出所後の就労で困らないようにするための指導・支援を担当していました。3年間で約150名の受刑者と面談しましたが、求職する全ての受刑者に共通して、犯罪・非行の前歴を「開示するか」「開示しないか」という課題がありました。これは、刑務所や少年院等を出る人が就職活動を行う上で選ばなければならない2つの選択肢です(注1)。

開示して就職活動を行う場合、犯罪・非行の前歴等を理解して雇用してくれる民間事業主(=協力雇用主)や職親プロジェクト、ハローワークの刑務所出所者等総合的就労支援対策など、支援の輪は広がっているものの、やはり選択肢は狭まるものと思います。他方で、開示することで、「いつか前歴がバレてしまうかもしれない」という心理的負担が緩和される、職場から必要なサポートを受けられるなどのメリットもあります。

開示せずに就職活動を行う場合、一般の求職者と変わりなく広く仕事を探すことができるメリットがあります(注2)。ただし、開示しないということは、黙っている(秘密にしている)ということなので、就労が決まり就業後に前歴が発覚した場合、特に成人は、履歴書の賞罰欄に前科を記載しなかったことが不実記載として解雇されるといったリスクが生まれます。

このように、どちらにもメリット・デメリットがあり、どちらが良いとは一概には言えません。私は、このことを丁寧に説明した上で、「よく考えて、最後は自分で決めましょう」と、受刑者自身で意思決定してもらうことを大切にしてきました。

刑事施設内でできる支援と時間には限りがあります。本ガイドブックの読者である地域の支援者の

皆さんには、本人と向き合える時間を多く持っていただき、どんな社会生活を希望しているのかを聴き、実現するにはどんな支援が必要なのかを伝え、その意思決定を尊重し、本人が納得して進んでいけるよう、社会復帰に向けた就職活動を応援していただきたいと思います。

「罪を憎んで人を憎まず」とも言います。たとえ罪を犯してしまった人でも、償って社会に戻ってきた後、スムーズにリスタートできる社会になればと願っています。



刑務所内での就労カウンセリング

(注1)本コラムでは、刑務所出所者及び少年院出院者について記載していますが、執行猶予となった人でその猶予期間が経過していない人や、家庭裁判所で保護観察処分となり保護観察中の少年などにも、就職活動にあたって同様の選択が求められます。

(注2)職業によっては、法律等で欠格事由が規定されているものもあります。前歴を開示した場合でも、この欠格事由が免除されるというわけではありませんので、職業は一般の求職者と比べて限定される可能性があります。